

入札公告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年(2026年) 7月 9日

下関市長 前田 晋太郎

1 件名

下関市企業情報発信ツール検討業務

2 業務内容

仕様書 別紙1のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

4 入札参加条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 公告の日において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の業種区分（大分類）「コンピュータサービス」に登録があり、かつ、地域区分が「市内」、「準市内1」又は「準市内2」であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第16号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 公告にて示す入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

5 入札参加資格確認申請書の提出

入札参加資格確認申請書（別紙5）及び添付書類を、下関市産業振興部産業立地・就業支援課宛てに持参、郵送又は電子メールにて提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時30分まで（7月22日（水）は正午まで）とする。郵送の場合は、書留郵便物（宅配便可）に限り受け付けるが、次項の期限内に必着のこと。

提出先：〒750-0006

下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

下関市産業振興部産業立地・就業支援課

電子メール sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

6 申請書提出期限

令和8年(2026年)7月22日(水)正午

7 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、別途「入札参加資格確認通知書」(別紙6)で令和8年(2026年)7月24日(金)午後5時までにファクシミリ又は電子メールにより通知する。

8 質問方法

(1) 本入札に関する質問は電子メールによること。※併せて電話連絡(電話 083-231-1310)すること。

(2) 質問の期限は令和8年(2026年)7月15日(水)午後3時までとする。

(3) 質問の回答は、質問者のみに、ファクシミリ又は電子メールにて回答する。ただし、質問の内容が条件付き一般競争入札を実施するに当たり、入札参加業者に周知することで、公平性及び公正性の確保が見込まれる場合、入札参加業者全員に質問及び回答を周知する。

(4) 問い合わせ先

下関市産業振興部産業立地・就業支援課

電子メール sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

9 契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時

令和8年7月9日(木)から令和8年7月30日(木)午前10時まで

(2) 場所

下関市産業振興部産業立地・就業支援課及び下関市ホームページ上

10 入札(開札)日時等

(1) 入札(開札)日時 令和8年(2026年)7月30日(木)午前10時

(2) 入札(開札)場所 下関商工会館 3階 第3研修室

(下関市南部町21番19号)

11 入札の方法

(1) 入札において使用する入札書は、「入札書」(別紙7)を使用すること。

(2) 入札書に記載する額は、契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札書を前項の入札（開札）場所に持参すること。
- (4) 郵送による入札は認めない。
- (5) 代理人に入札させるときは、「委任状」（別紙8）を提出すること。
- (6) 入札会場への入場は、1人までとする。
- (7) 入札書の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (8) 予定価格以下の価格の入札がないときは、初度を含め3回を限度に再度入札を行う。

12 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 その他

- (1) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに関係法令等に違反した入札
 - イ 入札書が明瞭でないもの又は入札価格が判読できないもの
 - ウ 入札者の記名押印がないもの又は所在地若しくは住所の記載のないもの
 - エ 金額を訂正した入札書によるもの
 - オ 委任状を持参しない代理人のしたもの
 - カ 無権代理人又は1人で2人以上の代理入札をしたもの
 - キ 入札保証金の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないもの又は不足するもの
- (2) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (4) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (5) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を行わないものとする。
- (6) この入札において得た入札参加資格は、この公告に定められた入札期日をもってその効力を失う。

以上